

高齢者の事例検討（10）

東海社会福祉科学研究所

大北 秀雄

生活保護制度について、前回に続いて内容を紹介します。

【保護の申請】

① 保護の申請

戦前の救護法などでは、役所の方で一方的に「支給してやる」という、いわゆる慈恵的施策であり、現在のように国民に権利として与えられたものではありませんでした。

現在の保護は、国民の権利として与えられており、生活困窮者に対する保護は、国の義務です。

保護の基本的性格に対応して、保護は、本人などからの申請によって始めて開始するという建前がとられています。

保護の申請は、保護を必要とする本人かその者の扶養義務者又はその者と同居している親族に限られています。

急迫の状態にあり保護が必要な場合は、福祉事務所の権限で保護を行なうものです。（職権保護）

② 世帯単位の原則

最低生活費の計算は、すべて世帯を単位として行われることを法第10条で規定しています。

保護が世帯を単位として行われるのは、生活が通常世帯を単位として生活がされているからです。

生活保護でいう世帯とは、同一の住居に居住し、生計を一にしているものの集まりであるということです。

同じ住居に住み、生計を一にしている場合には、それが親族ばかりでなく他人が入っていてもそれらの者すべてを一つの単位として、いわゆる同一世帯としてとらえるものです。

* 「世帯分離」

同一世帯として取り扱われるものを、特定の者だけを別に生活しているものとみなして別世帯の取り扱いとするものです。

- ・稼働能力がありながら働く努力をしないものがあるとき
- ・被保護者が他の一般世帯に転入したとき
- ・長期入院患者がいるとき

③ 扶養調査

要保護者に民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者のあるときは、その扶養を保護に優先させるものです。この民法上の扶養義務は、法律上当然の義務です。

ただし、法律上の問題として取り運ぶことは扶養義務の性質上なるべく避けることが望ましいので、努めて当事者間における話し合いによって解決していくことが必要です。

「扶養義務者」

ア 絶対的扶養義務者

イ 相対的扶養義務者

- ・現に当該要保護者又はその世帯に属する者を扶養している者
- ・過去に当該要保護者又はその世帯に属する者から扶養を受けている等特別の事情があり、かつ、扶養能力があると推測される者

「扶養能力調査」

ア 上記により把握された扶養義務者について、その職業、収入等について要保護者その他により聴き取りする等の方法により、扶養の可能性を調査します。

イ 生活保持義務関係にある扶養義務者及び扶養の可能性が期待されるその他の扶養義務者については、更に調査をします。

- ・管内---実地調査
- ・管外---文書照会（相当の扶養能力があると認められる場合は、実地調査）
- ・内容---扶養義務者の世帯構成、職業、収入、課税所得及び社会保険の加入状況、要保護者についての税法上の扶養控除及び家族手当の受給並びに他の扶養履行の状況等

④ 資産調査

「資産の活用」

保護を受けるためには、さまざまな資産を最低生活維持のため活用しなければなりません。資産の代表例として土地や家屋を掲げることができます。

資産を活用する方法としては売却がありますが、売却すべき資産か、そのまま保有して活用すべき資産かの原則的考えは次のとおりです。

◎ 現実に、最低生活の維持のために活用されており、かつ、処分するよりも保有している方が、生活維持及び自立助長に役立つ場合は、保有を認めます。

◎ 現在は活用されていないが、将来活用されることがほぼ確実で、かつ現

時点で処分するよりも保有している方が、生活維持に実効性があると認める場合は、保有を認めます。

- 「宅地、家屋」 現行では、現に居住の用に供されているもので、処分価値と利用価値を比較して処分価値が大きいもの以外は、保有を認められています。
- 「田 畑」 現に耕作している等利用価値が高いもので、当該地域の農家の平均耕作面積まで保有を認められています。
- 「生活用品」 当該地域の普及率が70%を超えるものは、地域住民の生活様式、均衡等を勘案のうえ、原則として保有が認められています。(冷蔵庫、カラーテレビも現在は保有が認められています。)
- 「自動車」 原則として保有は認められていません。しかし、身体障害者や山間僻地の居住者が通勤等のため必要とする場合は、その保有が認められることもあります。

【最低生活費】

「生活扶助」

・基準生活費

第1類 年齢(階級)別、地域別の個人単位の経費(食費・被服費)

第2類 地域別の世帯単位の経費(光熱費・家具什器等)＋地区別冬季加算(11月～3月)

・入院患者日用品費 病院又は診療所に入院している被保護世帯の一般生活費

・介護施設入所基本生活費 介護保険給付対象外の特別需要に対応

・人工栄養費 人工栄養率20%以上である0歳児に支給

・各種加算

妊産婦加算 母子加算 障害者加算 在宅患者加算

放射線障害者加算 児童養育加算 介護保険料加算

「期末一時扶助」 年末(12月)における特別の需要に対応

「一時扶助」 (被服費、家具什器費、移送費、入学準備金、その他)

保護開始時、出産、入学、入退院時等に際して、必要不可欠の物資を欠いており、かつ緊急やむを得ない場合に限って支給

「住宅扶助」

・家賃、間代、地代 借家・借間の場合の家賃、間代等又は自己所有の住

	居に対する土地の地代等
・住宅維持費	現に居住する家屋の補修又は建具、水道設備等の従属物の修理のための経費
「教育扶助」	一般基準＋学校給食費＋通学交通費＋教材代
「医療扶助」	国民健康保険及び老人保健の診療方針・診療報酬の例による
「介護扶助」	介護保険給付の対象となるサービスと同じ内容の介護サービスを給付
「出産扶助」	居宅分娩 施設分娩
「生業扶助」	
・生業費	生計の維持を目的とする小規模の事業を営むための資金又は生業を行うための器具、資料等
・技能修得費	生計の維持に役立つ生業につくために必要な技能を修得する経費
・就職支度費	就職のため直接必要とする洋服類、履物等の購入費
「葬祭扶助」	検案、死体の運搬、火葬又は埋葬、納骨その他葬祭のために必要なもの

—最低生活費の計算—

生活扶助基準(1類) + 生活扶助基準(2類) + 各種加算額 + 住宅扶助
+ 教育扶助 + 医療扶助 + 介護扶助 = 最低生活費認定額

その他、出産、葬祭等がある場合は、その基準額が加算される。

収入認定額の計算

収入 - 実費控除 - 勤労控除 = 収入認定額

扶助額

最低生活費認定額

収入認定額

保 護 (保護支給額・医療費)

—要否判定の方法—

世帯の最低生活費の合計と収入充当額を比較し、最低生活費 > 収入充当額の場合は保護要、最低生活費 < 収入充当額の場合は保護否となります。

(1) 最低生活費の計算

生活扶助 + 住宅扶助 + 教育扶助 + 医療扶助 + 介護扶助 = 最低生活費

(2) 収入充当額の計算

平均月額収入 - (必要経費の実費 + 基礎控除) = 収入充当額

要否判定時の基礎控除は、収入金額別基礎控除の70%

平均月額収入 勤労収入（常用収入、日雇収入、農業収入等）は、
前3ヶ月前の平均月額

不労収入（年金、手当、恩給等）は平均月額

（3）扶助費の計算

最低生活費－収入充当額＝扶助額

扶助額が出る場合のみ生活保護を適用

なお、医療予定期間が4ヶ月未満の短期傷病を理由として医療扶助のための保護申請があった時は、医療予定期間に2ヶ月を加えた期間の最低費と収入の対比により判定

※【リバース・モーゲージ制度】

リバース・モーゲージとは、高齢者が居住する住宅や土地などの不動産を担保として一括または年金の形で定期的に融資を受け取り、受けた融資は、利用者の死亡、転居、相続などによって契約が終了した時に担保不動産を処分することで元利一括返済する制度です。

制度のメリットは、土地・不動産、金融資産などは持っていても、高齢であるための将来不安、病気、不測の事態に対する怯えのため蓄えを崩せず、現金収入も少ない高齢者が、持家など自分が保有している不動産を担保にして、年金のような形で毎月の生活資金の融資を受ける制度です。住み慣れた自宅を手放さずに住みながら、老後の生活資金を受け取れる点にあります。

融資は本人が死亡した時点で担保となっていた自宅を売却して清算するシステムになっているため、生前に自宅を手放すような抵抗感も感じなくてよいものです。